

内閣府

○法務省令第 号

財務省

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百八十四条の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

内閣府

加入者保護信託に関する命令（平成十四年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 加入者保護信託（第二条―第三十五条）</p> <p>第三章 雑則（第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（加入者保護信託契約）</p> <p>第五条 「①」法第五十六条第七号の規定により加入者保護信託契約に定めなければならない公告の方法は、官報に掲載する方法とすることができる。加入者保護信託契約に定める公表の方法も、同様とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>（財産移転の報告）</p> <p>第七条 振替機関は、法第五十七条の認可を受けた後、遅滞なく、第五条第二項第三号の信託財産を受託者に移転しなければならない。この場合において、受託者は、当該移転を受けた後一月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 加入者保護信託（第二条―第二十四条）</p> <p>第三章 雑則（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（加入者保護信託契約）</p> <p>第五条 「項を加える。」</p> <p>① 「同上」</p> <p>（財産移転の報告）</p> <p>第七条 振替機関は、法第五十七条の認可を受けた後、遅滞なく、第五条第三号の信託財産を受託者に移転しなければならない。この場合において、受託者は、当該移転を受けた後一月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。</p>

(勧告)

第十六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、振替機関が締結した加入者保護信託契約について、当該加入者保護信託契約が第六条第三項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき、又は適合していないおそれがあるときは、振替機関に対し、その改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十七条から第三十二条まで 削除

(公告)

第十六条 受託者は、法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第四条第二項の規定により、前条の書類の提出をした後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第十七条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第五条第一項の特別の事情が生じたとき、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託の変更案及び新旧対照表

2 前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第十八条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第六条の規定による信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

-
- 一 理由書
 - 二 信託の変更の根拠となる信託法の規定（信託法第百四十九条第
四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を
記載した書類
 - 三 信託の変更案及び新旧対照表
 - 2 前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必
要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、信託の変更
後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（受託者の辞任の許可の申請）

第十九条 受託者は、法第六十五条において準用する公益信託ニ関ス
ル法律第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許
可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財
務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債
務の状況を記載した書類
- 三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

（検査役の選任の申請）

第二十条 信託管理人又は受益者代理人は、信託法第四十六条第一項
及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の
規定により検査役の選任を申請しようとするときは、申請書に次に

掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

第二十一条 振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により受託者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな受託者の選任の申請)

第二十二条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな受託者の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

三 新たな受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、
定款、登記事項証明書及び就任承諾書

(信託財産管理命令の申請)

第二十三条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 理由書
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十四条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 許可を受けようとする行為の概要

(信託財産管理者の辞任の許可の申請)

第二十五条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する

公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(信託財産管理者の解任の申請)

第二十六条 振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託財産管理者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十七条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債

務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の申請)

第二十八条 振替機関又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託管理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の申請)

第二十九条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな信託管理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者の氏名及び住所(新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等)

三 新たな信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面(新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款及び登記事項証明書)並びに就任承諾書

四 新たな信託管理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(受益者代理人の辞任の許可の申請)

第三十条 受益者代理人は、信託法第四百十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな受益者代理人の選任に関する意見を記載した書類

(受益者代理人の解任の申請)

第三十一条 振替機関又は他の受益者代理人は、信託法第四百十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により受益者代理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな受益者代理人の選任の申請)

第三十二条 利害関係人は、信託法第四十二条第一項において読み替えて準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな受益者代理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 受益者代理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな受益者代理人となるべき者の氏名及び住所（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等）
- 三 新たな受益者代理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款及び登記事項証明書）並びに就任承諾書
- 四 新たな受益者代理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(標準処理期間)

第三十六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第十七条（加
入者保護信託に関する事項に限る。）、法第五十五条第二項及び法

(標準処理期間)

第三十六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、次に掲げる申請
があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>	<p>第五十七条の認可に関する申請があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>めるものとする。</p> <p>一 法第十七条（加入者保護信託に関する事項に限る。）、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可に関する申請</p> <p>二 法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第六条の許可に関する申請</p> <p>三 法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第七条の許可に関する申請</p> <p>四 信託法第六十六条第四項、同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項、同法第二百二十八条第二項において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び同法第四百一条第二項において準用する同法第五十七条第二項並びに法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の許可に関する申請</p>
---	------------------	-------------------	--

附 則

この命令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。